

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成26年3月27日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Aから提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

次の措置は、法令及び裁判例に反する違法な措置であり、この措置をとった神戸市立学校の教員は職務専念義務に違反しているため、給与を削減する必要がある。

- (7) 魚崎小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置
- (1) 東舞子小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置
- (9) 垂水東中学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置
- (1) 伊川谷小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置
- (4) 高羽小学校の教員1名の勤務時間の割振りを変更した措置

イ 求める措置の内容

上記アの事実により県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

本件請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成26年3月27日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成26年4月24日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

- (1) 県教育委員会事務局教職員課からは、正規の勤務時間の割振りを変更することは変形労働時間であるという説明があると思うが、普通17時までが正規の勤務時間であるのに、これを19時までにするようなことは、教員の時間外勤務のことを定めた政令、条例及び県教育委員会規則の趣旨に反しているので、できないことである。これを労働基準法の都合のいいところだけを取ってきて、自分たちで決めて、合法的だという事務連絡をしている。現実にはできないことを、一部分だけ強調して論理的には通るからこれで良いのだとしている。
- (2) 教員の正規の勤務時間の割振りを変更する権限が校長にあるというのは、勤務時間中の割振りを変更する権限だけがあるのであって、教員の勤務時間外のことであれば政令、条例及び県教育委員会規則に従ってもらうというのが法律の趣旨である。校長が教員の正規の勤務

時間の割振りを変更してしまつたら、教員の勤務時間外のことについて、法律で定めていることが何の意義もなくなってしまう。

- (3) このほかにも、前に、学校で主任と呼ばれている人と違う人が主任手当を受給していたことがあった。また、週休日の高校のクラブ活動への参加は、ボランティアになるので旅費が支給されないはずなのに、校長と教頭が契約をして、外の団体からお金を預かったようにして旅費を積んでいる。また調べて機会があったら問題提起させていただくが、兵庫県だけは大丈夫だと言って、ごまかしたいなことをしていると思う。

2 執行機関の陳述の要旨

平成26年4月24日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、県教育委員会事務局及び神戸市教育委員会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 県教育委員会事務局

ア 公立学校の教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第3条の規定により、教職調整額が支給される一方、時間外勤務手当が支給されないこととされている。さらに、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号。以下「政令」という。）により、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないこととされている。

これらの法令を受け、県では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）において、教員について、原則として時間外勤務は命じないものとし、時間外勤務を命じる場合は、政令で定める基準に従い、県教育委員会規則で定める場合であつて、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしている。

イ また、勤務時間の割振変更は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の2に規定するいわゆる1箇月単位の変形労働時間制を適用し、勤務時間条例第5条第1項、市町組合立学校教育職員の完全週休2日制実施要領（平成14年教教第2号。以下「実施要領」という。）、各市町教育委員会が定める要領等に基づき、校長が公務の運営上の事情を考慮したうえで、4週間の総勤務時間の範囲内において、あらかじめ定めた正規の勤務時間の割振りを臨時に変更することができるとしている。この勤務時間の割振変更制度により、できる限り時間外勤務を命じないよう努めている。

(2) 神戸市教育委員会事務局

ア 神戸市においては、神戸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成15年神戸市教育委員会規則第8号。以下「神戸市教育委員会規則」という。）により、勤務時間の割振りの権限を校長に委譲しており、各学校で校長の事前の命令により勤務時間の割振りを行っている。

イ 勤務時間の割振変更制度の実施方法については、県教育委員会からの通知に基づき実施している。

ウ 高羽小学校及び東舞子小学校の自然学校、伊川谷小学校の職員会議、魚崎小学校の登校指導等の業務は、あらかじめ定められた正規の勤務時間内に行うことが困難な面があるものの、学校運営上、重要な業務であり、校長が計画的に4週間の範囲で事前に勤務時間の割振変更を行い、これらの業務を正規の勤務時間内に行えるようにしているものである。

エ 今回の事案は、各学校の校長が県の定めに従い勤務時間の割振変更を実施したものであ

り、勤務時間を短縮した措置は職員の職務専念義務に反せず、短縮した勤務時間に相当する給与を削減する必要がない。

オ なお、垂水東中学校については、週休日に校長が4時間の勤務を命じる必要があったため、勤務時間条例第6条に規定する週休日の振替等を行ったものであるが、勤務時間の割振変更に係る記録簿に誤って記載していたものである。

第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、請求対象の神戸市立学校の教員(以下「対象教員」という。)に対する給与の支給を監査の対象事項とした。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、執行機関等の陳述及び執行機関等に対する実地調査(平成26年4月17日から21日までの間に実施)により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 対象教員の勤務時間及び勤務時間の割振変更に関する法令等

ア 国の関係法令の規定等

- (ア) 対象教員は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第37条の県費負担教職員である。県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとされており(地教行法第42条)、サービスその他の身分取扱に関する事項は、法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法で定めるところによるとされている(地教行法第35条)。
- (イ) また、対象教員が適用を受ける給特法では、給与等の特例として、給料月額100分の4に相当する額を基準として条例で定めるところによる教職調整額を支給しなければならないこととするとともに、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないこととし(給特法第3条第1項及び第2項)、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合について、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限ることとしている(給特法第6条第1項)。
- (ロ) 上記(イ)の政令で定める基準では、教育職員については正規の勤務時間の割振りを適正に行い原則として時間外勤務を命じないものとする(政令本則第1号)とともに、時間外勤務を命ずる場合の業務として掲げる4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限ることとしている(政令本則第2号)。
- (ハ) 上記(ロ)の政令で定めた基準において示された正規の勤務時間の割振りについては、給特法施行時の文部省事務次官通達(昭和46年文初財第377号)において、勤務時間の割振りを適正に行うためには、労働基準法第32条の2(1箇月単位の変形労働時間制について規定)の活用について考慮することとされている。

なお、対象教員には、法令上労働基準法第32条の2の規定の適用を除外する規定はない。

イ 県の関係条例及び規則の規定並びに実施要領等

- (7) 勤務時間条例は、地方公務員法第24条第6項及び地教行法第42条に基づき、同法第37条第1項に規定する県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めている。
- (1) 勤務時間条例では、上記ア(1)の政令で定める基準に従い条例で定めるとされている場合として、原則として時間外勤務は命じないものとし、時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める基準に従い、県教育委員会規則で定める場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとしており（勤務時間条例第11条第1項及び第2項）、県教育委員会規則において政令で定める基準と同様の規定を置いている。また一方で、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある県費負担教職員については、県教育委員会が週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができることと規定している（勤務時間条例第5条第1項及び第23条）。
- (9) 県教育委員会は、勤務時間条例第5条に基づき別に定めるとされた勤務時間の割振りについて実施要領を定め、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があるとき、4週間の総勤務時間の範囲内で、割振権者があらかじめ本人に明示することにより、勤務時間の割振りを変更することができることとしている。また、上記割振権者は、教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）本則の表並びに神戸市教育委員会規則第23条の規定により校長とされている。
- (1) 県教育委員会は、実施要領を踏まえた市町組合教育委員会宛ての通知により勤務時間の割振変更の運用方法等を示している。通知には、勤務時間の割振変更の対象業務として修学旅行その他学校行事、職員会議、登下校指導等学校運営上校長が必要と認めることができる業務が具体的に例示しており、勤務時間の割振変更に当たっての留意事項として、休憩時間の確保（勤務時間の延長により勤務時間が8時間を超える場合、少なくとも1時間の休憩時間を付与することが必要）及び4週間の勤務時間を155時間とすることとされている。
- (2) 対象教員の勤務時間に係る各校長の決定及び給与の支給
 - ア 対象教員の勤務時間に係る各校長の決定について、各校で管理されている出勤簿、学校日誌等を調査した結果は、次のとおりである。
 - (7) 魚崎小学校の校長は、対象教員を登校指導に従事させるため、勤務時間の割振変更を行い、平成25年7月2日の勤務時間を25分延長し、同月5日の勤務時間を25分短縮した。当該勤務時間の割振変更は、記録簿の勤務時間の割振変更計画の表を用いて割振権者である校長が決定していた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。なお、勤務時間の割振変更により勤務時間を延長した日に係る休憩時間について、不十分な休憩時間の与え方があった。
 - (1) 東舞子小学校の校長は、対象教員を自然学校に従事させるため、勤務時間の割振変更を行い、平成25年10月1日から3日までの勤務時間を計15時間30分延長し、同月4日の勤務時間を計7時間45分短縮した。当該勤務時間の割振変更は、記録簿の勤務時間の割振変更計画の表を用いて割振権者である校長が決定していた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。

- (ウ) 伊川谷小学校の校長は、対象教員を職員会議に従事させるため、勤務時間の割振変更を行い、平成25年5月8日の勤務時間を1時間45分延長し、同月17日の勤務時間を1時間45分短縮した。当該勤務時間の割振変更は、記録簿の勤務時間の割振変更計画の表を用いて割振権者である校長が決定していた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。
- (エ) 高羽小学校の校長は、対象教員を自然学校に従事させるため、勤務時間の割振変更により平成25年6月23日及び24日の勤務時間を計14時間30分延長し、同年7月12日、16日及び19日の勤務時間を計6時間30分短縮した。当該勤務時間の割振変更は、記録簿の勤務時間の割振変更計画の表を用いて割振権者である校長が決定していた。また、設定された勤務時間の間、対象教員は当該業務に従事していたと認められる。
- (オ) 垂水東中学校の校長は、平成25年8月24日の週休日に、対象教員を校外補導に4時間従事させるため、同月7日の勤務日半日を振替休日とした。当該週休日の振替等は、週休日等の振替簿を用いて割振権者である校長が同年7月31日に決定していた。また、同年8月24日に対象教員は当該業務に従事していたと認められる。この週休日の振替等に伴う勤務時間の変更については、勤務時間の割振変更に係るものではないため、記録簿に記載する必要がないところ、誤って記載していた。
- イ 対象教員の給与は、減額せずに、全額支給されていた。

2 判断

- (1) 本件勤務時間の割振変更については、上記1(2)のとおり、記録簿の記載内容に一部不十分又は適切を欠いたところはあるものの、対象教員が勤務時間を延長した時間に従事した業務及び勤務時間を短縮した時間は、いずれも勤務時間の割振を変更することが可能な範囲の業務（県教育委員会が示す学校運営上校長が必要と認めることができる業務として具体的に例示してある業務）及び時間（4週間の勤務時間として155時間を確保していること）であり、かつ、勤務時間の割振の権限を有する校長により手続がなされている。この点において、いずれも県教育委員会の実施要領及び通知を踏まえた取扱いであって、対象教員について職務専念義務違反が生じているとは認められない。

なお、垂水東中学校の対象教員に係る勤務時間の割振りにについては、週休日の振替等に伴う勤務時間の変更として適切に処理されていた（上記1(2)ア(ウ)）。

- (2) また、請求人は、対象教員の勤務時間の割振変更は、法令及び裁判例に反する違法なものであるとして、時間外勤務を命じないために変形労働時間制を対象教員に適用し、校長が割振変更を行っていることが、政令、勤務時間条例及び県教育委員会規則の趣旨に反してできないと主張している。

労働基準法第32条の2に規定する、いわゆる1箇月単位の変形労働時間制については、法令上、対象教員にその規定の適用が排除されておらず、また、勤務時間条例においても、県教育委員会が同条を適用することができる規定を設けている。さらに、給特法施行時の文部省通達が示しているとおり、勤務時間の割振りを適正に行うために、勤務時間条例第5条に基づき、県教育委員会が実施要領及び通知で労働基準法第32条の2に規定する変形労働時間制を定め、これを校長の権限として勤務時間の割振変更を行うことが予定されているところである（上記1(1)のア(イ)、イ(1)及びイ(ウ)）。

したがって、本件対象教員に対する勤務時間の割振変更は、法令上の根拠を有しているものであり、政令、勤務時間条例及び県教育委員会規則の趣旨に反するものとは言えない。

なお、請求人が事実証明書として提出した裁判例は、時間外勤務を行った教員が、当該勤務による手当を受給する権利又は代替措置を要求する権利を有するか否かを争ったものであり、いずれも変形労働時間制を適用することを否定したものではない。

(3) よって、本件請求について、対象教員に職務専念義務違反が生じるような点はなく、給与の支出が違法又は不当であったとは認められない。

ただし、上記1(2)アの(7)、(1)及び(1)のとおり、校長の制度運用に対する理解不足に起因すると見られる不十分な記録簿の記載が認められた点は、結果として不適切な勤務時間の設定を行ったとも見られかねない。この点については、神戸市立学校において従来から不十分な運用があり、かねて摘示してきたところでもあるため、別途意見を付することとする。

以上のとおり、県が被った損害を補填するために必要な措置を講じることを求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

第5 意見

給特法施行時の文部省通達にも示されているように、教員に対する労働基準法第32条の2の適用に基づく勤務時間の割振変更制度は、法令において原則として時間外勤務を命じることができない教員に、勤務時間の割振りを適正に行うためのものであり、制度の運用に当たっては、割振権者である校長が、その趣旨を十分に踏まえ、対象となる業務、時間等を管理することが求められる。

県教育委員会にあっては、教員の勤務時間の割振変更による勤務時間の設定に当たって、地方公務員法、給特法等の法令及びこれらの法令に基づいた条例等の趣旨を踏まえ適正に取り扱われるよう、神戸市教育委員会に対して必要な措置を講じられたい。

別記1

- 1 魚崎小学校の教員1名に係る記録簿
- 2 東舞子小学校の教員1名に係る記録簿
- 3 垂水東中学校の教員1名に係る記録簿
- 4 伊川谷小学校の教員1名に係る記録簿
- 5 高羽小学校の教員1名に係る記録簿
- 6 「限定4項目以外の業務に係る割振り変更について」と題する書面
- 7 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令
- 8 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第11条及び第11条の2の条文を抜粋）
- 9 義務教育諸学校等の職員に対し時間外勤務を命ずる場合を定める規則
- 10 公立学校教育職員の週休日の振替等実施要領
- 11 「D1-Law.com 判例体系」の判決要旨等
 - (1) 昭和63年1月29日名古屋地方裁判所判決
 - (2) 平成4年12月9日名古屋地方裁判所判決
 - (3) 平成17年1月13日東京地方裁判所判決
 - (4) 平成17年6月30日広島地方裁判所判決

- 12 労働法律旬報 1662-2007.12.25(「公立学校教師の時間外勤務とそれに対する手当の不払い
- 北海道教組事件・札幌高裁平成19年9月27日判決について」の抜粋)

別記2

- 1 平成26年4月24日付け産経新聞「大阪の全府立校校内人事選禁止」の記事
- 2 県立三木高等学校関係の書面
 - (1) 「勤務時間の割振変更簿」と題する書面
 - (2) 「平成24年度課外活動運営事業委託の精算について(伺)」と題する書面
 - (3) 「平成24年度課外活動事業実績報告書」と題する書面
 - (4) 「事業実績簿兼終了報告書」と題する書面
 - (5) 「旅費計算書兼請求書(普通旅費)」と題する書面